

事業主の皆さん

償却資産の申告

の準備はお済みですか

【問い合わせ】

市税務課(1階16番窓口)

☎0994-31-1112(内線3126)



～償却資産の申告は1月31日までです～

「償却資産」とは

固定資産税という「償却資産」とは、土地、家屋以外で事業用に使われる資産をいいます。

つまり、工場・商店・農業を営んでいた、駐車場やアパートを貸し付けているなどの事業者が、その事業のために使用する構築物、機械、器具備品などが、償却資産に該当します。

ただし、事業用に使用していても、軽自動車税等の課税対象になっているものや無形減価償却資産(ソフトウェア・特許権等)は償却資産から除かれます。

また、所有している償却資産の評価額(課税標準額)の合計が150万円を超えない場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

リース資産の申告について

リース資産については、原則としてリース会社が申告することになりますが、リース期間終了後に無償譲渡契約がある場合(所有権留保付割賦販売としてのリース)は、借主が申告してください。

申告方法について

以前に申告したことがある事業主には、12月下旬に申告書を送付します。平成25年1月1日現在の償却資産の所有状況を記入のうえ、確定申告などで使用する減価償却計算明細書や固定資産台帳の写しなど資産の内訳が分かるものを添付して提出してください。

※廃業、休業、事務所移転、解散、名称を変更された場合も、申告書にその旨を記載し、提出してください。

実地調査について

地方税法第353条(固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権) 同法408条(固定資産の実地調査)により実地調査をさせていただきます。ご協力をお願いします。

申告期限について

申告期限は1月31日(木)までです。
以前申告したことがあるのに12月中旬に申告書が送られてこない事業主、又は新規に申告する事業主はお問い合わせください。

主な業種の具体的な対象物

対象物は、平成25年1月1日現在、鹿屋市内に所有している事業用の構築物、機械、器具備品などです。主な業種の具体的な対象物は次のとおりです。

●各業種共通するもの

事務所や店舗等内の装飾(カウンター、間仕切りなど)、パソコン等の事務機器、外部構築物(看板、駐車場舗装、庭園)、受変電設備、空調設備などがあります。

●飲食店

接客用家具、厨房設備、テレビ、冷蔵庫、レジスターなど



●理・美容業

理・美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、サインポールなど



●病院・歯科医院

各種医療機器、調剤機器、厨房設備、各種キャビネットなど



●建設業

建設用重機、発電機、ブロックゲージ、カッター、ポンプなど



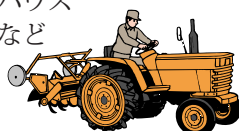
●アパート・駐車場経営

屋根付車庫、クーラー、ごみ収集ボックス、アスファルト舗装など



●農業

農耕トラクター(小型特殊を除く)、農機具、家畜用設備、ビニールハウスなど



●工場

旋盤、溶接機、製造設備、洗浄・給水設備など



●小売業

商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など

